

## 特別会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人大阪銀行協会(以下「本協会」という。)の事業を定めた定款第4条の規定により本協会が実施する特定の事業に、社員銀行以外の銀行または法令によって銀行と同視される金融機関およびそれら金融機関を会員とする金融団体が参加することについて定め、あわせて金融業務の改善進歩を図り、一般経済の発展に資することを目的とする。

### (特定の事業)

第2条 本協会は、前条の目的を達成するため、特別会員を対象として、次の事業を行う。

- 一 金融業務に関する関係官庁、その他との連絡、調整
- 二 金融業務および金融経済等に関する役職員向け研修会、説明会、講演会およびセミナー
- 三 本協会の社員、特別会員相互の親交を図るための活動
- 四 その他目的達成上必要と認めた事項

### (特別会員)

第3条 特別会員とは、本協会を構成する社員以外の金融機関で、大阪府に本店または支店等の営業拠点を有する金融機関であり、第6条により入会を認められたものをいう。

### (特例・系統中央機関の会員)

第4条 前条にかかわらず、系統中央機関が、特別会員となり第7条に定める会費を負担する場合、その系統中央機関が指名する当該系統中央機関の会員は、本協会の理事会(以下「理事会」という。)の承認を得たうえで、第2条に定める特定の事業に参加することができる。

### (特例・金融団体)

第5条 第3条にかかわらず、大阪府信用金庫協会、一般社団法人近畿地区信用金庫協会、一般社団法人大阪府信用組合協会および近畿信用組合協会は、第2条に定める特定の事業に参加することができる。

### (入退会)

第6条 特別会員となることを希望する金融機関は、入会申込書を提出して、理事会の承認を得なければならない。特別会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会 費)

第7条 会費は口数制とし、年額会費1口の金額は100,000円とする。

2 会費および第4条の特例適用については、特別会員と本協会が協議のうえ理事会が決定する。また、何れも必要に応じて見直すものとする。

3 特別会員は、毎事業年度の会費を負担し1年分を4月30日までに納付しなければならない。事業年度の途中で特別会員となった金融機関の会費は、その特別会員としての資格を得た月から当該事業年度終了月までの月数に応じて月割計算で算出した金額とし、特別会員としての資格を得た日から1ヵ月以内に、その全額を納付しなければならない。既納の会費は、返還しない。

(会 計)

第8条 会費は、本協会の一般会計にある会費収入(経費分担金)として処理する。

(規程の変更)

第9条 本規程の変更は、本協会の総会の決議によるものとする。

(本協会の定款等の準用)

第10条 本規程に定めがないことは、必要に応じて本協会の定款等を準用するものとする。

附 則

第1条 本規程は、2022年4月1日より施行する。

第2条 本規程第3条に関し、本規程制定時に大阪手形交換所の交換参加地域である兵庫県伊丹市、川西市、川辺郡猪名川町を含む。

第3条 本規程第6条に関し、本規程制定時に大阪手形交換所規則に定める参加銀行である準社員銀行および代理交換委託金融機関については入会届の提出で足り、理事会の承認を要しない。ただし、会費について本協会と合意した場合に限る。

第4条 本規程第7条に関し、本規程施行時に大阪手形交換所規則に定める参加銀行である2022年度の会費は、免除する。